

(H26.5.7 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日時 平成26年3月17日 午後2時00分～午後4時00分

場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室

参加者 裁判員経験者 2名

裁判官 菱田泰信

検察官 山本洋季

弁護士 佐々木亮

司会者 植村 稔 (甲府地家裁所長)

概要 下記のとおり

記

〔司会〕

私は甲府地方裁判所の所長をしております植村と申します。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はお二人の経験者の方にはお忙しいところ、この席にお集まりいただきまして、ありがとうございます。当初は5人の方に御出席いただく予定をしておりましたが、急に御都合がつかなくなったり、体調を崩されたりということで、今日はお二人とやらせていただくことになりました。

まず冒頭に裁判員裁判のデータについてお話をしておきたいと思ひます。裁判員裁判は、平成21年の5月の開始から今年の5月で丁度丸5年という節目を迎えることとなります。どのくらいの事件とどのくらいの被告人をこれまでの裁判員裁判でやってきたかというのを御紹介いたしますと、昨年末までの数字ですが、全国ですと、6,187人の被告人について裁判員裁判を行いました。その6,187人の被告人のうち、有罪となった被告人が6,022人、無罪となった被告人が33人、有罪となった人の中には死刑判決を受けた人が20人含まれています。甲府の数字ですが、甲府では昨年12月末までで51人の被告人について裁判員裁判が行われて判決が言い渡されており、全員有罪になっております。死刑判決を受けた人はおりません。それから、裁判員として選任された方の数は、全国ですと昨年末までで、合計3万4,896人になっております。甲府の数字を見ますと、303人でございます。

今日お集まりいただきましたお二人に担当していただきましたのは、今年の6月から秋にかけての間でございまして、裁判員裁判が始まってから相当年数は経っております。裁判所といたしましては、施行前色々と心配しておりましたけれど、まずまず順調に推移して、新しい刑事裁判の姿として十分にやっ
ていけるということが明らかになってきたとってよいと思っています。そうなれたのは、何と云っても、裁判員、それから、補充裁判員に選ばれた国民の皆さんが熱心に審理あるいは評議に参加していただいた結果だというふうに考えております。私も、制度が始まったのは平成21年の5月と申しましたが、22年1月に東京地裁で1件だけ裁判員裁判を裁判長としてやらせていただきました。そのときも皆さん、本当に一生懸命に、最初から最後までやっていただきまして、頭の下がる思いがした次第であります。

ただ、全体としてみると、円滑にやってこられたと云っているんですが、個々の事件ごと、あるいはそのほかいろんな点で問題がないかという点を決してそんなことはないと思っております。そこで、裁判所、検察庁、弁護士会では、1件1件の事件についてきちんきちんと対応していくのは当たり前ですけど、終わった後も何か問題点はなかったかどうかと、法曹三者で集まって色々議論を積み重ねてきております。

我々のほうは、制度が始まって段々段々経験を積むのはそれなりにいいことがあるんですが、逆に慣れが生じていることを警戒しております。なかなか純粋な気持ちで制度を見られなくなっているのではないかという反省をしている次第であります。裁判員の皆さんというのは、一件一件新しい方にやっていただきますので、常に新鮮な気持ちでやっていただいていると思います。そういう意味で何件も何件もやっているうちに鈍くなっている、特に裁判官と検察官ですけれども、裁判官と検察官については忌憚のない御意見をお寄せいただければ幸いです。

今日は、裁判官、検察官、弁護士にも一人ずつ出てもらいましたので、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

〔裁判官〕

今日いらっしゃったお二人の事件の裁判長を務めました甲府地裁の部総括判事の菱田です。今日は本当に忌憚のない意見、なるべく辛口の意見を含めてた

くさん聞かせていただければと思います。よろしく申し上げます。

〔検察官〕

今日取り上げられている3件のうち2件を共同立会という形も含めて立会させていただきました甲府地検の検察官の山本と申します。私自身まだ経験が多いほうではありませんので、この機会に是非勉強させていただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

〔弁護士〕

弁護士の佐々木と申します。今日取り上げられる事案の中の1件を担当させていただいております。よろしく申し上げます。

〔司会〕

続いて、裁判員経験者の皆さん方の自己紹介ということになりますが、プライバシーの問題もごございますので、お二人がそれぞれどのような事件を担当されたのか、私のほうから、事件のアウトラインを簡単に御紹介したいと思います。

まず1番の方が担当されましたのは、罪名で申しますと、住居侵入強姦事件でした。被告人は公判廷でも起訴状に書いてある事実を認めました。自白事件です。量刑が争点となったと聞いております。選任手続・審理・評議・判決、全部で5日間かかったと聞いております。

3番の方ですが、3番の方は、強制わいせつ致傷、窃盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件でした。窃盗と銃刀法違反の事件については公判廷で事実を認めたのですが、強制わいせつ致傷については犯行態様の一部を争ったと聞いております。選任・審理・評議・判決で1番の方と同じく合計5日間かかったというふうに聞いております。

第1 裁判員を経験しての全体的な印象

〔司会〕

では、意見交換に入っていきたいと思いますが、今日は、席の上に、「意見交換会でお聞きする主な話題」という1枚紙を配らせていただきました。概ねこの順番で進めさせてもらいたいと思っております。

まず最初に、裁判員を経験してみて、どんな点でも結構なんですけど、どんな印象を持たれたか、これをお話しいただければありがたいと思えます。まず1

番の方，いかがでしょうか。

〔1番〕

はい，1番です。選ばれてまして，担当した訳なんですけど，最初の選任のとき，この部屋に入ってきたとき，自分は選ばれないな，と思って入ってきたんです。それで，抽選結果が出るまでアンケートを書いていて全く見ていなかったのが，前に自分の番号があつて，まあびっくりして。今日もそうなんですけど，自分にとっては，いい経験をさせていただいたなという感じで，特にどういうことかと言うと，自分以外の事件とかをテレビとかで見るんですけど，そういうのに対して関心が，関心というか自分もなったらこれどうだったんだろうとか，色々そういう立場で考えることが出来て，今までは無関心だったというか，経験してみて，色々な世の中のことを考えるようになったというか，こういう裁判のしくみも色々分かって，また経験したいではないんですけど，いい自分の経験につながったというふうに考えています。

〔司会〕

どうもありがとうございました。では3番の方お願いいたします。

〔3番〕

1番の方と同じように，関係ないことっていうんですか，罪を犯さなければ関わらないですむ場所だったり，ことだったり，という思いでいたんですけど，参加してみて，一般的とか普通とかっていう意見を言っておけばいいというんですか，でもその個々の意見，一般的だと思っていたことが実はすごい個々だった，それぞれの裁判員さんの捉え方，その裁判に対する捉え方が一般的なんかでは全然ないっていう，それがとても驚いたといいますか勉強になったと思います。それ以来，やはり裁判員裁判という文字を新聞なんかで見ると，つい見てしまったりとか，やはり，興味を持てるようになったと思います。ただ，参加して，5日間参加したんですけども，やはり，難しいなと思いました。

〔司会〕

ありがとうございました。あの，難しいと思われたのは，具体的にどんな点が難しいと思われたんでしょうか。

〔3番〕

それぞれの主張を聞いていて，何言ってるのか分からないという，裁判員を

参加させることで、よりかみ砕いて色々議事を進めるということも、確かパンフレットに書いてあったんですけど、焦点とすべきポイントをつかむということが非常に難しい。慣れないから難しいのか、勉強が足りないのか、というのは、やっけていて思いました。つい、その人、その裁判だったり、その事件だったりに目を向けてしまうと、その裁判で、決定というかされるべきことではなく、その人について、好きとか嫌いとか、ああいうのは嫌だよねとか、ついついそういうように感情的なものの見方をしてしまっ。最後に、量刑を言うときに、何年とか何か月とかって具体的に出来ますよね。あれが全然分からなかったというのは正直な感想です。

〔司会〕

その事件審理に参加していただいて、検察官と弁護人がそれぞれ御主張を述べられて、証拠によって立証をしてですね、最後にまた検察官の論告、求刑意見を述べて、弁護人は、こんないいところあるよと言って、それで意見を言っ。ていただいて、いよいよ評議となるんですが、評議の冒頭段階では、いったい何年が適当か、というのがさっぱり見当がつかなかった、とそういうことですか。

〔3番〕

はい。

〔司会〕

それは不思議ではないことなので。皆さん、そのはずですから。

〔3番〕

本当に、許すか許さないか、とかっていう話になってしまうんですね。平凡と言っていいのか分からないんですけども、それを数値で表すっていうことがとても難しかったですね。

第2 書類による証拠調べについて

〔司会〕

それは、本当に裁判官にとっても難しいことです。また後でみんなで議論したいと思います。ありがとうございました。主な話題に書きましたように、まずは、色々事件を審理していく中で、検察官あるいは弁護人が書類を使って証拠調べをしたことがあったと思いますが、その書類は朗読するのが普通なんですけど、聞いていて疲れたとか、とても大変だったとか、こうすればもっと良

かったとか、何かその辺の御感想をおっしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。1番の方、いかがでしょう。

〔1番〕

冒頭陳述メモですか、自分としてみると、分かりやすいと感じました。ただ、これ今言えばいいのか僕は分からないんですけど、検察官が裁判の中で被害者の立場に立った言葉で話しているんですけど、これは合議の中でも言ったんですけど、なんかあまり必要以上に形容詞っていうか、感情を込めたような言葉を、検察官はもっと、何て言うんですか、客観的に言ったほうが、自分としてはそのほうが、形容詞がつくと、どうしてもやっぱり流されちゃうというか、受け取る側として、あれ、これ本当に言っているのかな、というふうな、被害者が本当に言っているのか、それとも、検察官がちょっと形容詞をつけて大袈裟に変えているのか、ちょっとあれなんで、もうちょっと客観的に、事実だけをこういうふうに言ってもらったほうが、自分としてはそのほうが良かったのかな、っていうふうに感じています。

あとは、裁判官の方が色々これを補足する説明をしてくださったので合議の中でも結構分かりやすく、争っている点が、裁判の内容が一つだったので、比較的自分としては重くないテーマで良かったなって、人ごとなんですけど、他の人はもっと大変なんですけど、自分としては犯罪の量刑に対して、あとは情状酌量をどう考えるかだけを考えるのか、客観的に捉えて、なので、比較的と考えると考えやすかったのかな、って。自分としてはこの事件は、まあ、やりやすい、考えやすかったのかな、結果的にはですね。やっている最中は悩んだんですけど、終わってみてこう振り返ると、比較的良かったのかなと、思っています。

〔司会〕

はい、ありがとうございます。1番さんの担当された事件は先ほど申しあげましたように、犯罪事実は、争いがなかったので、専ら量刑としてどう評価するかというところがポイントだったんだらうと思います。ただ、検察官の主張、あるいは訴訟活動について、ちょっと被害者のことをおもんばかったのかもしれないけど、形容詞とおっしゃいましたけど、情緒的な表現ということですか。

〔1番〕

そうです。

〔司会〕

それは検察が参考になる意見だと思います。ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。特に、3番の方の事件は一部犯行態様に争いのあった事件と聞いておりますが、まず書類を調べ、その後証人を調べたと思いますが、書類の朗読を聞いていてその内容は良く分かりましたでしょうか。

〔3番〕

状況を想像するということが難しかったんですけども、評議の場に帰ってきて、具体的に動いてみるという、実際にその文章にあわせて、こういう形だとか、どっちの手だったとか、そういうようなことが、読んでもだけでは平板だったものが、具体的になったというのがありました。書類だけ読んでも、何ていうんでしょうね、入ってこないっていうんですか、ついつい結果ありきで内容を読んでいるみたいなところはあったんですけども、争点となっていることが、この文章からこういうふうを起こしてみるということをしていただいたので、とても分かりやすかったです。

第3 証人尋問や被告人質問について

〔司会〕

ありがとうございました。それでは、先に進ませてもらいたと思います。証人尋問や被告人質問、それはどうでしたでしょうか。何か問題はなかったでしょうか。1番の方お願いします。

〔1番〕

被告人質問で、全て自白で認めてましたんで、これは揉めることはないんだなと自分では思ったんですけど、もし否認されたら、物的な証拠も結構なかったんで、否認された場合はこれどうなるのかな、とかいう、そうは考えたんですけど、裁判の中では自白で認めていましたんで、流れ的にはスムーズに進んで良かったなと思いました。

〔司会〕

被告人に対する質問をお聞きになっていて、先ほど3番の方からは、何でそんなような質問をされるのかちょっとよく分からないところがあった、といった御発言がありましたけど、1番さんの事件での被告人質問では、検察官が何

でそんなこと聞いているのか分からない、弁護人が何でそんなことを聞いているのか分からない、というようなことはなかったですか。

〔1番〕

普通に聞かれることを聞いているんだなという、自分としては疑問に思ったところはないですね。ただもう自白してますんで、弁護人も本当はもっとかばえばいいというか、そういうところも少なかったような気がしたんですけど、ほぼ被告が自白して認めてて、まあ争う余地はないんだなって思って、だから弁護士のほうもくどくど言わなかったのかなという、自分としてはそう感じたんです。

〔司会〕

被告人質問は1番さん御自身はやりましたか。自分自身で被告人に聞いてみましたか。

〔1番〕

しました。

〔司会〕

その時の印象はどうでしたか。教えていただければと思います。

〔1番〕

自分は、生い立ちと家族について聞いたんですけど、やっぱり被告人だけの事件なんですけど、本当はそれにつながっている家族とか、いっぱいあるんですよ。家族っていうか、その、子どもとか、そういうところを考えると、被告人って、本人だけじゃないんだなっていうのがあって、そういう質問をしたんですけど、被告人が涙を流してちょっと感じてくれたんで、自分としては聞いて良かったなと感じています。

〔司会〕

ありがとうございます。それでは3番さんですが、3番さんは、証人も被告人もあったと思いますが、まず証人はいかがでしたでしょうか。先ほどの、どんな意図で聞いているのかよく分からないというのを、もう少し具体的にお話ししていただければ有り難いと思います。

〔3番〕

書類を書いたときに間があったせいか、落ち着いてしゃべる方もいれば、ち

よっとニュアンス的に、伝わってこないっていうのかな、上手く言えないんですけど、ただ書いてあることを読んでるのだったら、いなくても済んじゃうんだろうというように感じた方もいました。あるいは、なんかすごい勢いがあって、聞きたかったんだけど恐くて聞けなかったということもあったりとか、あとやはり被告人、弁護する立場の方、例えばお母さんであったり、被害者支援の声を聞けるっていうのは、やはり、想像するだけでやはりこう、思い出したくないことを思い出してくれてるということですよ、そういうのは、ものすごくこう親の立場で聞いたり、あるいは子どもの立場で聞いたりってしましたので、胸に響きました。心に響きました。

〔司会〕

3番さんの事件では、お医者さんが証人に立ちましたね。

〔3番〕

はい。

〔司会〕

お医者さんの証言は普通に考えると難しくないのかなと思います。

〔3番〕

難しかったです。

〔司会〕

どんな点が難しかったですか。

〔3番〕

色々専門的にこう、確か障害についてだったと思うんですけども、だからこういうふうにしてしまったのがやむを得ないと言いたくて言っているのかなと思っていたら、そういうことではないと、あるいは、この治療を受ければ良くなるっていう弁護の立場で言ってるように聞いてたけれど、必ずしもそういうことではない、ただその治療法だけ伝えてるっていうのが、やはりどっちかの立場でいうと弁護人のほうですよ。聞いていると、そうかってこう納得したい気持ちで聞いている、中の細かいことは分からないけれども、恐らくこういうことをすれば改心するよ、じゃないですが、そういうようなことではなかったような。

〔司会〕

医者ですから、医学的な、専門的な色々な知識・経験をお持ちなんでしょう。それで、この事件をよく理解していただくために弁護人のほうで用意をされて、それで、お医者さんとして証言されたということなので、医者が被告人の肩をもって、やっていたということではないと。そういう感じはしなかったでしょうか。

〔3番〕

全然しませんでした。ただ、こちら側は、だったら刑をどうするかと、そういうふうにとっさに組み入れたいわけですよ。そういうのは全然感じなかったもので、ああ、見方が素人だった、私たちの見方が素人だったんだろうと思ったんですが、その専門家の発言がどういうふうに裁判の結果につながっていくのかってというのは、分かりづらかったです。

〔司会〕

もっと単純にお医者さんのその証言で、医学用語が使われたので分かりにくかったと、そういうことはなかったですか。

〔3番〕

分かりづらかったです。

〔裁判官〕

尋問の時期をどのくらいにやるかっていうのもあるんですけど、証人尋問のときに、これが弁護側が後でどういう主張をするのか、それに関連付けてそれが量刑上どういう意味を持つのかというのを、あまりレクチャーせずに尋問に臨んでいるので、聞いているときには聞いている内容も難しいですけど、その聞いた内容が後で、どこで何を判断するのにも結びつくのかってというのが漠然としていたんで、分からないというところがあったのかなっていう気も今から思うとします。私たちは量刑のこういうところに結びつくんだなと、裁判官や検察官、弁護人はきっと意識しているんでしょうが、裁判員の方は多分、それが量刑のときにどこに結びつくのかってというのが多分意識せずに、意識出来ずに聞いていたと思いますんで、そこの辺りの難しさも相まって、内容もちょっと難しいので、何をどう聞けばいいのかが、分かりづらかったのだなと思います。今から思うと。

〔司会〕

ありがとうございました。3番さん御自身は、証人尋問で直接聞いたとことありましたが

〔3番〕

聞いていただきました。

〔司会〕

ほかの人に聞いてもらったということですね。分かりました。それでは、3番さん、被告人質問ですけどね、被告人質問はいかがでしたか。もうちょっとこうしてもらえばありがたかったとか、何かありますか。

〔3番〕

何を質問したかが思い出せません。ごめんなさい。

第4 検察官、弁護人の活動について

〔司会〕

結構ですよ。それでは証拠調べについて、今書類の証拠調べ、それから人の証拠調べ、証人尋問、被告人質問について伺いましたけれど、今の御発言の中にも若干入っていましたが、今度は検察官や弁護人の御主張ですね、最初に検察官が色々事件について説明し、弁護人も説明したと思うんです。それから証拠調べが入って、それで、最後に検察官が論告をされ、弁護人が今度弁論とってですね、またお話をされたと思いますが、検察官、弁護人の訴訟での振る舞いについてはいかがですか。どうしてそういうことをするのかよくお分かりいただけたか、ちょっと残念な思いをしたことがあったのか、もっとこうすれば良かったんじゃないのみたいなことはございませんか。1番の方いかがでしょう。

〔1番〕

難しいんですけども、自分がちょっと分からなかったのは、起訴状のところで、ある年数を言った訳なんですけど、そういうのは、それを裁判の中で検討して、酌量の余地とかあって、色々、そこから考えたんですけど、その年数ってのは、どうやって計算したのかなとか、ちょっと検察庁の基準があるんだろうなとか。

〔司会〕

論告の求刑のところですかね。

〔1番〕

求刑です、はい。求刑のところ。

〔司会〕

懲役何年とかっておっしゃったんですよね。それで、その懲役何年と検察官がおっしゃった、それが一体どういうことを根拠にして、どうやってその数字が出てきたのか、それがあまり説得的ではなかったということですか。

〔1番〕

そういうのも知っていれば、後の合議のところ、色々検討する上で、これは妥当な線なのかとか、そういうのが、もうちょっと話しやすかったのかなとはあるんですけど、裁判官の方から過去の集計の検索データでこんな感じなんですって、それはただの目安であって、そのものを適用したのではないんですけど、検察側のあの年数って、じゃあ何だったんだらうなっていうか、結構その年数と自分たちが出した年数で色々、みんな悩んだんで、それを説明しなくていいのかどうか、自分良く分かんないんですけど、検察に求めることはそのくらいしかないですね。

〔司会〕

確かに評議になると、どの裁判所でも、どのような事件でも、それまでの事件を色々まとめてこんな種類の事件だったら大体こんな範囲に収まっていますというデータを裁判所のほうから示してもらって、それで、この事件の特徴と比較してその範囲の中の低いほうか、真ん中のほうか、重いほうかと段々と評議が進んでいくと思いますけど、検察官の場合はそこまではされなくて、その事件で特徴的な、量刑上で、こういう点は良くない点として考えてください、こういう点も良くない点として考えてください、一方こういう点は検察官が見ても被告人にとって有利な事情としてありますと、それはあまり大きな要素として考えるのはこの事件ではいかがでしょうか、とかおっしゃってですね、それで何年、とおっしゃるので、それがこういう事件だと何年から何年と示されるわけではないので難しい面があるのかもしれないですね。分かりました。3番の方は、今の検察官、弁護人の活動についていかがでしたでしょうか。もう少しこうして欲しかった、分かりやすかった、分かりにくかった、何かありませんでしょうか。

〔3番〕

特にはないです。

〔司会〕

検察官、弁護人の活動についても聞かせていただきましたが、検察官、弁護人の一番基本的なところで、声が小さくて困ったとか、そういうことはなかったですか。

〔1番〕

なかったですね。

〔3番〕

そうですね、あの、早口だったです。

〔司会〕

もうちょっとゆっくりしゃべって欲しかったですか。

〔3番〕

そうですね、はい。

第5 裁判官、検察官、弁護士からの質問

〔司会〕

分かりました。今度は、裁判官、検察官、弁護人のほうから裁判員の経験者の方に御質問が色々あると思います。弁護人からどうぞ。

〔弁護人〕

質問させていただきたいんですが、事件によってそれぞれだと思うんですけども、検察官は必ず最後に論告求刑と言って、懲役何年が相当だとか、そういうふうに言うと思うんですけど、弁護人のほうは各事件によって、各弁護人の判断によって、弁護人サイドで、弁護人としてはこのくらいの年数が妥当ですと言う場合と、言わないでこういう良い事情があるんですというところを考慮して判決していただきたい、という2パターンがあるのかなというふうに思うんですけど、率直な、裁判員をやられたみなさんの感想として、弁護人のほうから、そういうふうに弁護人が考える求刑っていうのを言ったほうがいいのかどうなのかと、そこのところちょっと考えたいんですけど。先ほど、仮に何年と言ってその根拠は何なのかっていうところが出てくるかもしれないんですけども、そこのところは、弁護人によってその年数がいい、こういう事情

からこういう年数がいいということもあればですね、そういうことを言うこと
によって、かえって、弁護人とか被告人はこの事件を軽く考えているんじゃない
か、そういうふうになんか変な反感を買いたくないなっていうところもあって、
なかなか思い悩むところもあるんですけども、裁判員の皆さん、経験をちょ
っと伺えればなと思います。

〔司会〕

1番さんの事件では、弁護人のほうで、弁護人としては何年が相当だと思っ
てるという御発言はありましたか。

〔1番〕

なかったです。

〔司会〕

今の御質問に対していかがでしょう。

〔1番〕

自分は、なくて良かった。あってもなんか、ちょっと、更に迷ってた。

〔検察官〕

先ほど1番の方がおっしゃっていた冒頭陳述のメモのところの検察官が形
容詞というか、情緒的な表現が見受けられていた、客観的なほうが良かったと
おっしゃった御趣旨というか、私の今後の冒頭陳述に参考にさせていただきた
いんですが、いわゆる証拠書類、供述調書の読み上げとか、そういったところ
で、情緒的な表現があったのは気になるという御趣旨なのか、そうではなくて、
冒頭陳述、あるいは論告の主張書面、検察官の主張書面として、そういったと
ころが見受けられて、それがいわば大袈裟な言い方なんじゃないか、というよ
うなことなのか、ちょっとこの辺りをお伺いしたいんですけども。

〔1番〕

6人いたわけなんですけど、自分が最初供述ですかね、そこでちょっと女性
言葉というか、結構的確にこう言われていたんで、本当にそう言ってんのかな、
っていうか、被害者ってもっと、何ていうんですかね、そこまでしゃべりたく
ない方もいるんじゃないか、まあ人によってちょっと違うか分かんないんです
けど、その言われたのは本当にそれが被害者が、被害者が出てきてくれれば一
番良かったんですけど、その裁判には出てこなかったんで被害者の本当の言葉

って聞けなかったんですけど、それを代読するよう形で供述調書みたいなので言われたと思うんですけど、自分としては、的確に言ってもらったほうが良かったのかな、的確っていうかなんか、こう申してましたとか、こう言ってますとか、何かそれがね、あの、ちょっとドラマをみるような感じの表現で、ストーリー的に、分かりやすく多分説明したんだと思いますけど、検察官は。事件のこういう内容を、自分らに分かるようにしたのかな、っていうふうに受け取れたってことです。

〔司会〕

今のお話は恐らく、この事件は性犯罪ってこともあってですね、御本人が証人として出てきにくい事件で、それで、弁護人も供述調書の取調べでいいよ、ということになったもんだから、供述調書が検察官によって読み上げられた、という、そういう経過をたどったんだと思いますが、そうなったので、調書になっちゃうと、臨場感といいますか、本当の言葉で被害者自身が赤裸々に生々しくお話しするっていうよりか、検察官が供述の形で取っておられているので、まとまりすぎているっていうかね。時々裁判員の方でそういう印象をおっしゃる方がいらっしゃるんですよ、整備され過ぎているとかね。

〔1番〕

あまりにも、きれいだった。

〔司会〕

検察官、いかがでしょう。

〔検察官〕

そうですね。取りあえず今所長がおっしゃったように、なかなか性犯罪だと、法廷で証言をお願いするというのも難しいという側面も一面ではある中で、こちらとしてもその供述調書の、一般的に、取り調べの段階で聞いたお話を、それをそのまま取ると、まさにとりとめのない文章になったりとかするのもあって、こちらのほうで最終的に聞いたものを書面に落とし込む作業をするときにですね、なるべく生の言葉ですとか、生の感情っていうのは伝わるように作ろうというふうに、検察官も、私だけではないと思うんですけど、意識はしながらやっているところではあるんですけども、じゃあ100パーセント伝わるかっていうとそうではないというところも、それはそれで仕方ないのかなとい

うふうに思います。

〔司会〕

いつも思っているのですが、かなりこれは重要なポイントを含んでいると思うんですけど、それについて菱田裁判官はどうですか。

〔裁判官〕

捜査段階で、こう、色々こう、事件の関係者がしゃべっている、それが検察官が言ったように、警察官あるいは検察官が書面にまとめて書いて法廷に出される、それを読み上げて、私達は事件の内容を知るわけですが、さっきもあった、読んでいるのを聞いてると平板で分からないということもあるし、逆に、修飾が多くて、色々なんていうんですかね、偏見を持ってしまう、というところもあったんですけど、そういうのも含めて、実際に法廷に来て、やっぱり本当に直接話を聞きたい、あるいは自分で場合によっては質問したいと思うか、そういうのがなくても書面だけ聞いていれば大体事件は分かるか、まあ、ほとんど違わないと思うか、やっぱり法廷に来てもらうかどうかによって格段に違うと思うか。その辺は、裁判所は出来るだけ、法廷に来ていただきたいと思っ
てはいるんですけど、検察官が言ったように、色々事情がある、犯罪被害者として、特に性犯罪、つらい思いとかされている場合もあつたりもしますし、性犯罪じゃない事件のときだって、被害者であつたり、あるいは被害者じゃなくて目撃者なんだけど仕事が忙しいとか、裁判員の皆さんも法廷に行くのが大変なように、証人になった人たちも大変だと思うんですけど、そういうのも含めて、それでもやはり色々な事情があつても出来る限り来てほしいと思うか、そういう事情があれば仕方がないと思うか。皆さんが、書面を読んで判断する、あるいは証言を聞いて判断する、それが本当に審理のしやすさに格段に違うんだつたら、是非来てもらったほうがいいと裁判所は考えているんですけど、また色々な事情があるわけなんです。その辺、皆さんから見てやはり大変だろうけども、来てもらったほうがいいか、やっぱりあんまり違いがないから書面でいい、あるいはむしろ書面のほうが分かりやすいと思つたか、どう感想を持たれましたか。

〔1番〕

自分の場合は正反対だつたんですけど、あそこに多分その女性が来られてい

れば、裁判員のみんな、更にちょっと量刑が重たくなっていたのかな。顔を見てしまうとなんか、情がわくってあれじゃないですけど、真に伝わってきたので多分、あれは検察官が読んであの程度でまあ良かったのかも分かんないですけど、本人を目の前にしたら多分量刑のほうはもうちょっと重たくしなければというふうに考えたのかなって。だけどまあ、来てしゃべっていただいたほうが本当はいいんですけど、囲いの中で話してもらうとか、見えないような形で、本人が出るっていえばそういうふうな形でしてもらったほうがいいのかなくてというのがあるんですけど、見ちゃったら見ちゃったで、量刑は重くなったのかなって。ちょっと自分としてはそうなっちゃうのかなって考えました。

〔司会〕

3番さんは何か御意見はありますか。今の点で。

〔3番〕

被害者が出て来て証言してくれたので、同じです。やっぱりちょっと感情移入しちゃいます。ただ、書面でいいのかどうかということでは、被告人のほうも生で見て、見た目とか発言とかでその人を判断しちゃいけないなと思うんですけども、多分書面で書いてあるだけでは、分からなかったんだろうと私は思います。感情移入しちゃうことも含めて、ただそこに参加して裁判を見ていた、裁判ってこういうことしているんだとか、今こういう事件に対してこういう裁判をしているんだっていう感想を持つことは出来るんですけど、裁判員として参加して、それを聞いて量刑、さっきも言ったんですけど、とてもその、まあ自分は素人だと思うせいか、本来出来るものではない、って思いました。それと、さっき慣れっていうことをおっしゃってたんですけど、法というものが、例えば、私たちは盗まないとか、変な話、殺人を犯さないとか、そういうことぐらいしか分からないですよ。果たして参加して意見を言うことが、裁判官さん達にとって面倒な事っていうんですか、何かこう、裁判をする上で、役に立つっていうか、ごめんなさい、言葉がちょっと選べないんですけど、疑問に、逆に思いました。申し訳ないっていうんですか、訳の分かんないことを、ぐちゃぐちゃ言っていて、果たしてそれが、判決をするのに役に立ってんのかな、という思いはすごくしました。

〔司会〕

その点についてはいかがですか。

〔裁判官〕

判決をするのに役に立っているかといえば、とても役に立っていると思います。裁判官の役にも立ってますし、被告人のためにも社会のためにも役に立っていると思うんですよね。目の前の裁判にも、もちろん役に立っていますし、目の前の裁判だけではなくて、社会のあり方全体、あるいは、裁判員が関わった裁判でこんな判決が出たんだと聞いた人、あるいは被告人自身に対する働きかけというのも、裁判官だけで裁判やってたときよりもかなりこう、被告人に与える影響は大きいと思うんですね。裁判の中身で議論しているときの評議で、裁判官も当然いいと思っていますし、多分裁判官だけじゃなくて、参加した裁判員の方達も、皆さんも選ばれて出てきたときには面倒くさい、大変だと思っていたけど、やり始めるとみんな他の人のいろんな意見を聞いて、いい経験をしたと、思ってもらえると思うんですね。多分裁判官も同じだと思うんですよね。時々、皆さんも脱線するかもしれないし、私達だってきっと脱線していると思うんです。皆さんから見て裁判官だって、なんか勝手なことを言ってるなと思うことがあるんじゃないかと思うんですよね。そういうことも含めて、いろんな意見を聞いているのは、直接の裁判にも役立っていますし、被告人にも役立っている、あるいは社会全体で裁判を見た人も、違う印象を持つ、あるいは皆さん一人一人が社会で生きていくうちに、裁判員裁判を経験したものが、社会の平和とか秩序とか、あるいは、ものの考え方とかが、少しずつ広まっていい方向に影響があれば、多分20年、30年経てば、多くの人が経験してもっとよりよくなると思いますんで、目の前の裁判にも、被告人にも、あるいは社会全体にも非常に役に立っていると思いますんで、何か的外れのこと言ってるとか、そういうこと全然ないと思うんですね。まあそういう話、評議の最初にしたと思いますが、言いたいこと何でも言ってくださいと話してたと思うんですけど、言いたいことを、むしろ言ってもらえるからこそ、何かみんなで本当にいい意見を交換できているんじゃないかと思います。何か困ったこととか、何か嫌な思いをしたというか、多分私も一緒に裁判に参加して、あと二人ほど裁判官いますし、他の裁判員の方も含めて、みんな、そんな嫌な思いをするとか、訳が分かんなくて困ったとか、そういうことはきっとないと思うんです。

ただ、悩んでいるときに結構あって、悩みは深かったんだろうなとは思いますが、すけれども。

〔司会〕

3番さんの問題提起は、非常に本質的な問題提起で、なかなか、法曹三者としても的確にお答えするのは難しいと思うんです。今、菱田裁判官にお答えいただきましたけれど、一つだけ確実なことはですね、裁判官だけでやっていたときと比べると、裁判員の皆さんに入っていたいただいた量刑のほうが、おそらく、被告人にはるかに、感銘力というか、力があると思います。裁判官だけよりは、6人の方に入っていて、みんなで議論して結論を出していますんで。それは本当に一生懸命議論してやっていただいているんで、その結果出てきた結論についての被告人自身の受け止め方、これはかなり違う感じがします。それからもう一つ、その議論になる前の、1番さんのほうでおっしゃった、生の証人に、実際にものごとを体験した人に出てきてもらおうとやっぱり違いますよ、というお話は非常に説得力があるお話だと思ってます。残念ながら、1番さんの事件の場合には、性犯罪の事件だったので、これはなかなか法廷にまでお呼びするのは難しいということがありましたけど、裁判所としては、先ほど、菱田裁判官のほうからもお話がありましたけど、なるべく実際に見聞きした人、それは目撃者とか被害者とか、色々種類はありますけど、なるべく御都合をつけていただいて、被告人が仮に事件を争わなくても、いきさつとか、目撃情報とか、色々貴重な情報が入っているので、それが、検察官の供述調書の形で読み上げるのではなく、真実経験した内容を法廷で直接裁判員に語ってもらいたい。それで、心証を取るって言いますが、どんな事件だったのかを思い返していただくというほうがいいだろう、大体裁判所はそういう大きな方向で今やっているところではあります。これは今後とも検察官や弁護人にも御協力をいただいて、大きな方向としてはその方向でいきたいと思っています。先ほど1番さん、3番さんの御発言の中でも、そういう被害者証人が出てくるとですね、供述調書を読み上げたよりかは、何か感情移入してですね、量刑が重くなる危険があるかもしれない。その危険について弁護人は非常に敏感なんです。そういうことで、弁護人のほうが、ちょっと消極的になるケースもない訳じゃないと聞いているんですけども、大きな方向としては判断者、裁判員の前に、

実際に体験した人に出てきてもらって直接聞いてみると。結構みんなの前に出てくると、恐そうな被害者っているんですよ。供述調書になると、かわいそうな被害者に見えるような人も、いざ法廷に出てくると、何だ、こういう被害者だったのかってケースもないわけじゃないので、やっぱり、百聞は一見にしかず、とはちょっと意味が違うかもしれませんが、実際の被害者、実際を目撃者、そういう方に来てもらって、判断していただくのが基本的にはいいような気がしています。それは今後とも裁判所としては、検察官・弁護人に御協力いただいて進めていきたいと思っていますところでもあります。どうもありがとうございました。他に、裁判員経験者の方、御質問ありませんか。何か話題の提供でも結構ですが。

〔裁判官〕

検察官や弁護人から審理の最初に、冒頭陳述と言って、ペーパーに基づいて、結構長い時間、10分とか15分あるいは20分ぐらい説明がありますけど、ああいうのは文章をピシッと書いた書面、ほとんど読んだ言葉の通り出てきたほうが良いか、項目だけ、あらすじだけ挙げるのが良いか、一定程度要約してあるけど、そこそこ文章量があったほうが良いか、その辺はどんな感じですかね。あるいはこう、審理が終わった後、論告求刑とか、あるいは弁護人の弁論とかで、証拠はこういうふうに認められる、量刑はこう考えるべきだ、というところも同じなんですけれども、一枚紙に項目だけ書いてあるのがいいか、パラパラっと少し要旨を書いてあるのがいいか、文字がたくさん、読んだとおりの文字があるほうがいいのか、その辺はどんな感じですか。聞いているとき、あるいは後で評議に使うときと、2通りあると思うんですけど。

〔司会〕

いかがでしょうか、1番の方、どうぞ。

〔1番〕

自分は、本当は言われたことが全部書いてあったほうが自分はいいと思うんですけど、裁判員の6人が集まった中で、じゃあ、堅いそういう文章を見てどうかというと、多分要旨が書いてあれば、裁判の中でも言われてるし、大体そこは把握できるんで、確かにポイントとなるところは詳しく書いて欲しい気はするんですけど、自分が担当したのはこの程度で十分理解できたかなと。分か

りやすかったし。そういうふうに、分かりやすく書いてもやっぱり、慣れている人と慣れてない人がいると思うんです。

〔司会〕

分かりました。3番の方、御意見ありますか。

〔3番〕

私も、ポイントを書いていただいたほうが分かりやすいですね。

〔司会〕

はい、分かりました。今の御発言に対して、検察官や弁護人はいかがですかね。何か御発言はありますか。

〔弁護人〕

弁護人としても、なるべく、ずらずら長い文章がいっぱい書いてある文章だと、多分頭に入りにくいのかなと思って、なるべく項目で、1枚のペーパーにまとめて項目を書いて、そこについての説明は口頭でその場ですというふうなことを心がけています。評議の際にそれは手元においてやってほしいという気持ちがあるので、そこにずらずらずらずら書いてしまうよりは、こういうふうがいいかな、とは思っていますけど。

〔司会〕

今おっしゃった1枚紙とは、A4ですか、A3ですか。

〔裁判官〕

A3です。

〔司会〕

A3ですか。検察官はいかがですか。

〔検察官〕

なるべく今は、A4とかA3とか、1枚で収まるようにしていて、ただ、こちらの冒頭陳述では、立証責任が検察官にある関係で、その事件のある程度全体図を入れるか、あらましが分かるような、そういうものを作らせていただいて、その中で、争点、事実で争いがあれば、そのポイントはどこかということ、量刑上の争いがあればそのポイントとして、その重視していただきたいところ、ここを見ていただきたいというところを、箇条書きっていうんですかね、項目だけ挙げる形にするのが主流だと思うんです。その、あらましのところと

かも、本当に事件のあらというか、概要が分かる程度で、基本的には、冒頭陳述の段階では情報量としてはそれで足りるようなイメージでいい、読み上げることを全部落とし込まないにして、口でポイントだけですね、要点を落とし込んだ紙を作って。じゃあ、今度どこまでしゃべるかって話になっていくと、証拠の読み上げになってくるといけないんで、ある程度削ったような形に、どうしてもなるかとは思いますが、それはどの程度あればいいのかということなんですけども。

【司会】

まあ、なかなか抽象的で難しいかもしれませんね。いずれにしても、初めて裁判所にお越しになって、初めて起訴状を見せられて、初めて冒頭陳述を聞くのが裁判員の皆さんなんで、あんまり情報過多になると大変ですよ。ただ、更に、検察官っていうのは一応起訴状に書いてあることを全部立証しなければいけないものですから、取りあえずは全部出ていないといけないんです。ただ、そこをメリハリつけて、検察官がおっしゃった通り、大事なところはたくさん入れて、全然当事者間に争いのないところはさっと済ませる、みたいなものになるんですかね。ほかにはいかがでしょうか。

【弁護人】

先ほど、被害者の方、弁護人としても、被害者の方に出てもらって話してもらったほうが、裁判員の皆さんも分かりやすいと思いますし、被告人もその場で被害者の生の声を聞くと、自分が、自白事件であれば自分のやったことの重さを認識するっていう意味でいうと、いいことだと思っているので、そういう点でも弁護人としても賛成の部分もあるんですけど、先ほどちょっとおっしゃられたように、被害者の方にちょっと感情移入されて量刑が重くなるっていうところが、やっぱり弁護人サイドとしてはちょっと危惧みたいなものがあります。で、そのときにですね、我々弁護人として、例えば、最後に検察官が論告求刑やった後に弁護人が弁護しますよね、そこで先ほど被害者からはこういうお話がありましたけど、そこは、皆さん裁判員なので客観的、公正で冷静に判断してください、ということ言うだけで、あ、そうだな、というふうにさせていただけるのかと、そこのところちょっと気になってるところなんですけど、いかがでしょうか。

〔1番〕

自分は客観的になってきたなと思って、確か裁判所のマークは天秤になっていて、量刑と情状のところで、こういうので本当に刑って決まっていくなだなくていうふうに考えて、自分はもし被告人が何年って決まった場合、この先の人生ってどうなるのかなっていうふうな、ちょっと描いてみたりして、じゃ自分はこれ何年ぐらいだなって決めたんですけど、まあ、なんていうのか、出来るだけ客観的になろうっていうふうに自分としては考えて、整理して考えたつもりです。

〔司会〕

3番の方、いかがでしょう。

〔3番〕

はい、最後に、客観的になるように、って言うてくださったほうがいいと思います。無責任って言葉を使いたくないんですけど、分からないがゆえに、自分の子どもがこういうことしたら、とか、あるいは、親が証人になっているのを聞いたとき子どもの立場で聞いたりとか、まあ、そうやって色々立ち位置が変わるじゃないですか。やっぱり、判決を出さなければいけないっていったときに、行き過ぎちゃいけないと思うんですけど、客観的というのが果たしてどこかっていうのが、もう、裁判員それぞれ、同じような意見を持っているけれども決め手となるところが若干違ってきたりとかってあるんですよ。そういうときに客観的ってどこか、自分でも分かんなくなるときがあります。なので、感情だけで、やはり被害者が出てきてくれたってことはすごいことだと思ってしまったら、それしか見えないわけで。あと、言い訳にしか聞こえなくなりますよね、弁護も。そういうことにはやっぱりならないように、だけどどこまで戻ればいいのか、行き過ぎたか、それがなかなか難しいんですね。なので、どっかで本当に客観的な発言も入れてくれないと、やはり裁判員さんで最後話し合ったときなんかも、ここだから許せないと言った人もいれば、でもね、って言う人もいたりとかありましたので、そこが分からない、素人だから分からない、って強く思ったところですね。

〔司会〕

非常にいい御意見で、まさにおっしゃたように、そういう光景をね、法廷で

目の当たりにして、それぞれの裁判員が持った印象っていうのは多分区々に分かりますよね。それで御自身の今まで生きてきたバックグラウンドがあって、それによっても色々受ける印象が違うだろうと。そういう6人の方と裁判官が一緒になって、機能していく中で、弁護人がお持ちのような、過度に印象で結論が決まるようなリスクというのは、評議を重ねることによって、おそらく薄らいで行くんじゃないかと私自身は思っています。もし裁判員の方がそのような方向に走りそうになったら、それはやっぱりプロフェッショナルとしての裁判官が、もちろどこまでやるかという問題がありますけど、裁判官は訓練してきているわけですから、公平の観点から、やはり発言すべきところはきちんと発言するという場面があるような気がします。私はそういう、今弁護人がおっしゃったようなことはそんなに心配していませんが菱田裁判官どうでしょうか。

〔裁判官〕

被害者に感情移入することも必要だと思うんですね。感情移入っていう言葉は悪いんですけど、被害者の立場に立って考える、これは多分書面であろうが、生の人がいようが、当然していると思うんです。あるいは被害者は法廷には来なかったけど、傍聴席にいることとか、被害者の関係者が傍聴席にいる事件とかもあります。そういうのも含めて、多分皆さん、程度の差はあるかもしれませんが、被告人のこと考え、被害者のこと考え、あるいは、その後ろにいる家族の事も考える。被害者のことも、被告人のことも、その後ろのことも、あるいは場合によっては社会のことも考え、他の人の意見も聞くので揺れると思うんですね。ですから、その辺は結局、証人は出てこようが、書面だろうが、そんなに違わなくて、ただやっぱり、証人のほうが、感情移入がきちんと出来る、きちんと被告人の人となりやよけい真剣に考えるきっかけにもなると思います。書面よりも証人のほうが、面と見たほうが、その出てきた人自身のこと、あるいはその後ろのことも含めて、より真剣に考えると思うんですね。感情移入って、多分真剣に考えるきっかけになると思うんで、その上で被告人のこと、被害者のこと、両方の間で揺れるんだったら、それは全然悪いことじゃないと思いますんで、それで刑を重くするってことはないと思うんですね。色々揺れたり何なりしながら結局考えていくわけですから。だからそういう意味では弁

護人の心配するようなことは、そんなに私もないんじゃないかと思うんです。

第6 これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージなど

〔司会〕

分かりました。それではこれから裁判員裁判に参加する方々がいらっしゃるわけですが、裁判員裁判を経験されてこれから参加する方に対して、何かメッセージをいただけたらありがたいのですがいかがでしょうか。

〔1番〕

この裁判員裁判への参加なんですけど、色々考えてみたんですけど、1度経験すると5年間は辞退出来るって聞いて、辞退ってことはもちろんやってもいいことなんで、自分、これ2通り考えたんですよ。自分がもしもう1回選ばれたらどうするんだろう、と。あとは自分以外の人を選ばれた時、自分アドバイス出来るかなとか、その人にどうしてあげられるだろうとか、そういう部分考えると、まあ最初に自分のほうなんですけど、自分がもう1度選ばれるとすごい苦しみを感ぢちゃうんですけど、五分五分かなあと。正直、選任手続に来て、辞退したいです、って言うのか、自分でふらついているところがあるんですけど。ま、来たからには受けるような気もするんですけど、自分としては五分五分じゃないかな、5年以内に来た場合ですね。で、5年以上経ってから、まだ自分、70まで行かないので、また来る可能性もあるんですけど、そのときは、積極的じゃないんですけど、協力をしたいとは思っています。自分自身としては基本的には協力して、どんな事件になるか分からないんですけど、自分で出来ることは担当して発言したり、参加したいと思っています。あと、他の人が、自分以外の人になったときにじゃあどうするんだっていう、全く知らない人にはいい経験だからとか言えるんですけど、自分の知っている人だと、やっぱり、人それぞれ性格があって、その人によってですね、知人がなったときにはちょっと人を見て、アドバイスしようかと考えています。ですから世間一般の人にはこれ、自分、やったからじゃないんですけど、出来るだけ協力してほしいなと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。3番の方、いかがでしょう。

〔3番〕

はい。個人的には、是非積極的に参加してもらいたいと思います。もし自分がまた要請があったら、したいです。思っていることを言葉に出して言うことが非常に下手なので、何度も修正していただいた。こういうことを言いたいんですね、というのを裁判官さんに言われて、それで凹んだときもある、でもすごく助かった、救われた、そうそうそうそうそう、って思えたこととかあって、自分が全然役に立ってないんじゃないかという思い、ずーっと終わってからもしていたんですが、さっき菱田裁判官が言ってくださった一言で、ああ、役に立っているのであるならば、また参加したいと思うし、この参加したことが将来に結びつくのであるならば、積極的に参加してもらいたいと思いました。決して対岸の火事ではないということはすごく思いました。知らないからそれで通るとかいうことではないと思いました。

【司会】

どうもありがとうございます。それでは予定の話題事項は終了しましたが、聞き落とした点、こんな点を聞いておきたいとか、あるいは裁判員経験者の方からでも結構ですが、こんなことを言うておきたいなんてことはなかったか、いかがでしょうか。傍聴席のほうから飛び入りで何かありますか。折角だから、ここを聞いておきたいっていうのはありますか。

【1番】

自分が選ばれたとき、ちょっと思ったのは、これって人の人生っていうか、左右しますよね。その量刑の長さとか色々。で、自分は今まで生きてきた中で、人の人生って決めたことっていうの、自分が決める訳じゃないんですけど、みんなで決めてるんですけど、そういうところに携わってなくて、歳はくってるんですけど、そういう経験がふさわしいのか、とか、自分自身がそれにふさわしいのかっていうのが、ちょっと、決まったときは、一瞬ね、えー、自分でいいのかな、ていうのはすごい深く思ったのがあるんです。で、やっぱり、経験して、良かったんですけど、自分のこう生き立ちとかって考えて、色々判断できたんで、またあと会社でやっていることとかも参考として考えられたんで、まあ良かったんですけど、最初はね、やっぱり自分ってふさわしいのかなとか、人の人生決めていいのかな、というような、ふとそういうふうに思いました。

【司会】

他にいかがでしょうか。よろしいですか。ではこの辺りで閉めさせていただきますと思います。本当に今日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後我々が裁判員裁判をやってまいります中で、役に立てていきたいと思っております。ありがとうございました。

以 上